

平成 19 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社  
代表者名 執行役社長 鈴木 茂晴  
(コード番号 8601 東証・大証・名証 (第 1 部))

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 23 日開催予定の第 70 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

平成 19 年 6 月 23 日付および「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日(同法附則第 1 条に規定する施行日を意味し、以下「施行日」といいます。)付で定款の一部変更を行う定款変更議案を付議いたします。

#### 1. 平成 19 年 6 月 23 日付変更

##### (1) 変更の理由

当社グループにおける戦略上、貸金業(貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業を意味します。)をその目的として、平成 18 年 8 月から事業を開始した大和証券担保ローン株式会社の重要性が高まったことに伴い、貸金業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを、当社の目的に追加するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分)

| 現 行  | 変 更 案   |
|--|---|
| (目的)<br>第 2 条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。<br>(1) 証券取引法に規定する証券業 | (目的)<br>第 2 条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。<br>((1) から(9)まで現行どおり) |

| 現 行  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業</p> <p>(3) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務</p> <p>(4) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務</p> <p>(5) 前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務</p> <p>(6) 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務</p> <p>(7) コンピュータによる計算業務の受託に係る業務</p> <p>(8) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(10) 信託業法に規定する信託業</p> <p>(11) 生命保険の募集及び損害保険代理店業務</p> <p>(12) 証券事務処理に係る業務</p> <p>(13) 出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務</p> <p>(14) 教育・文化に係る業務</p> | <p style="text-align: center;"><u>(10) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業</u></p> <p>(11) 信託業法に規定する信託業</p> <p>(12) 生命保険の募集及び損害保険代理店業務</p> <p>(13) 証券事務処理に係る業務</p> <p>(14) 出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務</p> <p>(15) 教育・文化に係る業務</p> |
| <p>2 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>   | <p>2 (現行どおり)</p>   |

## 2. 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号) の施行日付変更

### (1) 変更の理由

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号) の施行により、「証券取引法」(昭和 23 年法律第 25 号) が「金融商品取引法」に改組されることに伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

- ・ 証券取引法の名称が「金融商品取引法」に改められることに対応するものであります。

- 証券業の名称が「金融商品取引業」に改められるとともに、有価証券関連以外のものも含むデリバティブ取引若しくは集団投資スキーム持分等の自己募集を業として行うこと、投資助言・代理業、投資運用業及び有価証券等管理業務等が新たに業の対象に追加されたことに対応するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分)

| 現 行  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(1) <u>証券取引法に規定する証券業</u></p> <p><u>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業</u></p> <p><u>(3) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務</u></p> <p><u>(4) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務</u></p> <p>(5) 前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u></p> <p style="text-align: right;">(削 る)</p> <p style="text-align: right;">(削 る)</p> <p style="text-align: right;">(削 る)</p> <p>(2) 前号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務</p> <p style="text-align: right;">(以下、3号ずつ繰り上げ)</p> <p>2 (現行どおり)</p> |

以 上